

女性活動の合いことば

- 一、手と心をつなぎ、明るく豊かな町をつくりましょう。
- 一、お互いに人格を認めあい、奉仕の心を養いましょう。
- 一、からだをきたえ、人生に希望と誇りをもちましょう。
- 一、お年寄りを敬い、子供を愛し、円満な家庭をつくりましょう。
- 一、力を合わせて、香り高い郷土の文化をつくりましょう。

標茶町女性団体連絡協議会機関紙



平成22年度 第147号 平成22年9月1日

標茶町女性団体連絡協議会

発行責任者 会長 山口 鈴代 標女連広報委員会

男女平等参画推進フォーラム インクしるろに参加して

虹別 鳴川 純子

6月5日、釧路市生涯学習センターで、釧根地域、ヒトの生命を創造し、育む医療の推進事業「産んで育てられる社会を作ろう」の講演を聴くことができました。午前中は各地域での男女平等事業に対しての取組報告があり、積極的に活動されている様子が伺われました。「今の若者には男女平等は当たり前の認識ができていけるのでは」と感じました。

午後からの講演は、基調講演の後にパネルディスカッションが行われ、産んで育てる立場、助産師、両立支援、行政、医師の立場からそれぞれ発表があり、根室では産科医院がなく出産できない、遠隔地の場合は薬を使った計画誘発分娩をせざるを得ないなど、本来出産は神秘的なはずなのに、それさえも許されない状況にあることを知りました。

釧根管内では6病院でしか出産することができませんが、標茶町立病院では出産できるということを一町民として大切に考えていかなければと思います。少子高齢化が叫ばれる現在、男女平等は当たり前のこととして、一個の人間として、生まれてくる生命を大切にやがてくる人生の終わりを、支え合い、見守り、おだやかに迎えられる社会であってほしいと願うばかりです。日常生活に追われ、あまり考えることのなかった課題を与えられ、大変な刺激を受けました。



エプロンピックに参加して

麻生 舟山 保恵

テーマを「交流」と掲げ開催された7月11日のエプロンピック。午前中は教育委員会健康づくり運動専門員の山田ゆかりさんの指導でゲームと体操。午後はグループに分かれての交流（おしゃべり会のような）。今まで何度か参加したバスでのエプロンピックとも一味違って、楽しさの中にも町内会女性活動での問題点などを語り合ったりと成果があったとても良い集いだったと感じました。

午前の最初は準備運動を行い、山田さんを相手にした「後出しジャンケン」、童謡に合わせた「リズム運動」、歌謡曲（川の流れ：とか365歩のマーチなど）での「リラックステラップ」と、こわばった頭と体と心を柔らかく緊張をほぐしてくれました。その後、コミュニケーションゲームともいえるのか、約50名の方々が血液型同士または好きな色、好みのタレントなどの課題に基づき、言葉をお互い交換する場所の指示もありません。身振り手振りでもかかれ、それぞれの固まりを創っていくと、7〜8名のグループの中で2人ずつ組になりお互いの夢や希望、今頑張っていることを聞き出し相手の内容を発表しました。今までまったく知らなかった方と話をしたり、考えていることを知ったり、みなさんの前で話をするなど、正にテーマの「交流」

そのもののゲームで全員の心が明るく楽しく同じ方向を向いているという心地良い思いで昼食に入りました。

営まれた方々、お疲れ様でした。そしてありがとうございました。



会の動き

- 7月6日 役員会 12名
- 7月11日 エプロンピック 50名
- 7月15日 戦争犠牲者追悼式参加協力 2名
- 7月25日 第21回子どもの夢を育てるまつり参加協力 18名
- 8月10日 役員会 13名
- 予定 9月4〜5日 女性活動宿泊研修 第61回全道女性大会（厚岸町） 21名

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費の制度と申請手続きについて

■高額介護合算療養費

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の加入者が、「①病院にかかったとき」と「②介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額を超えた場合は、「③超えた額が高額介護合算療養費」として支給されます。なお、役場窓口への申請が必要となります。



① 医療費の自己負担

② 介護サービス費の自己負担

③ 「高額介護合算療養費」

①と②の自己負担額を合算し、下表の基準額を超えた分が支払われます。

役場窓口への申請が必要です

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一 般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円未満の場合は支給されません。

申請
手続き

- 平成21年度分（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）の期間について支給対象となる方には、平成22年12月以降に申請のご案内をします。

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

☎011-290-5601

役場住民課年金保険係

(1階④番窓口 ☎485-2111内線128)